

大分県報

令和八年
第七一六号
六月二十三日

（火曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可……………
土地改良事業計画変更認可申請適當の決定及び縦覧……………
指定予定保安林……………

公告

県営土地改良事業の工事を完了……………
土地改良区の役員就退任……………

○告示

大分県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年六月二十三日

大分県知事

佐藤樹一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

仲ノ瀬土地改良区

由布市

令八・六・一五

大分県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項及び第六項の規定により、次の土地改良区からの土地改良事業計画変更認可申請を適當と決定し、次のとおり土地改良事業変更計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し異議を申し出ることができる。

令和八年六月二十三日

大分県知事

佐藤樹一郎

土地改良区名

所在地

事業名

縦覧期間

縦覧場所

宇佐土地改良区

宇佐市

土地改良事業
（維持管理計画書）

令八・六・二三から
令八・七・一三まで

宇佐市役所
杵築市役所
豊後高田市役所

大分県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和八年六月二十三日

大分県知事

佐藤樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

別府市大字南畑字近道一九二八番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和八年六月二十三日

大分県報（告示・公告）

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
吉良圭三	佐藤 束	後藤博幸	竹尾奈美	神志那良平	内藤健治	佐藤勇夫	吉良田順市	井上邦洋
白杵市野津町大字岩屋二六一六番地	豊後大野市三重町小坂一〇八〇番地二	〃 野津町大字鳥嶽二一三四番地の一	白杵市野津町大字西畑九五〇番地	豊後大野市三重町内田三一〇六番地一	白杵市野津町大字原一四九六番地	〃 三重町宮野二〇五五番地	豊後大野市三重町西畑七八八〇番地	〃 野津町大字落谷二〇六五番地

令和八年六月二十三日

大分県報（公告）